

別海町地域貢献中小企業支援事業補助金の流れ (エコ型住宅建設促進事業)

【申請者】申請書類の提出（※注１）

- ・補助金等交付申請書（第１号様式）
- ・補助金算出表
- ・収支予算書（第２号様式）
- ・実施場所を示す位置図及び平面図、立面図、断面図、断熱詳細図等
- ・各種カタログの写し（※注２）
- ・契約書及び見積書（※注３）
- ・実施場所の現況写真
- ・町税完納証明書…税務課で発行できます（有料）
- ・下請業者選定名簿（対象工事に下請業者を利用する場合のみ）（※注４）
- ・家屋の所有を証明する書類（増改築、改修工事のみ）（※注５）

【町】内容精査後、補助金指令書を交付

（事業内容・金額に変更がある場合）

【申請者】変更（中止）申請書類の提出

- ・補助金等交付変更（中止）承認申請書（第５号様式）
- ・補助金算出表 ※補助金額に変更がある場合
- ・収支予算書 ※補助金額に変更がある場合

【町】内容精査後、変更指令書を交付

【申請者】事業実績報告書の提出

- ・補助事業実績報告書（第６号様式）
- ・収支決算書
- ・工事請求書又は支払領収書の写し
- ・工事完成写真（※注６）
- ・交付指令書の写し
- ・補助金請求書（日付は入れないでください）
- ・口座振替払申出書（補助金の入金先を登録する書類です）

【町】事業実績報告書等の内容審査後、補助金額を確定し「確定通知書」を送付 確定通知書に記載の補助金を交付

補助金について、書類の提出・お問合せ・ご相談などは下記担当までお願いします。

別海町役場 商工観光課 商工・労働担当

電 話：０１５３－７４－９２５４

メー ル： syoukou@betsukai.jp

(※注1) 申請書類の提出について

工事契約の締結後、申請書類が整い次第、速やかに交付申請書を提出してください。

(提出期限は契約締結日から3か月間です。工事期間が3か月に満たない場合は工事完了前に提出してください。)

(※注2) 各種カタログの写しについて

- ・断熱工事、断熱建具工事の場合…カタログの写しが必要です。
- ・高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレが含まれる場合…カタログの写しが必要です。
- ・高効率照明器具(LED等)が含まれる場合…カタログの写しのほか次の書類が必要です。
 - 平面図(照明器具の設置場所が示されているもの)
 - 内訳書(見積書に電気工事一式と記載されている場合は照明器具の内訳がわかるものを添付)

(※注3) 契約書及び見積書について

- ・断熱建具工事…網戸は補助の対象になりません。
- ・高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ…本体価格がわかるようにしてください。
- ・高効率照明器具(LED等)…照明器具の価格がわかるようにしてください。

(※注4) 下請業者選定名簿について

- ・補助対象工事に下請業者を利用する場合、町内の業者でなければ補助対象とはなりません。
- ・町外の下請業者を利用した工事箇所については補助対象外となりますが、やむを得ない事情がある場合は理由書(任意様式)の提出が必要となりますので、町外業者を利用する事情がある場合は事前にご相談下さい。

(※注5) 家屋の所有を証明する書類について

- ・借家等の工事は対象外です。
- ・増改築、改修工事を行う住宅が、自らが所有する住宅であることを証明する書類の提出が必要となります。(登記事項証明書、新築時の契約書の写し等)

(※注6) 工事完成写真について

- ・断熱工事の写真は断熱材を塞ぐ前に断熱材を施工している写真を添付してください。
- ・外観写真のほかに補助対象部分ごとの写真をそれぞれ添付してください。
 - ※断熱建具(ドア、窓)の写真は、外観写真を代用せず、施工箇所ごとに撮影してください。

※高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率照明器具(LED等)は断熱工事と併せて行う場合にのみ対象となりますので、ご注意ください。

※対象工事に関する細かい要件等は担当にご相談ください。